

京都大学における災害等に伴う休講等の措置等に関する取扱要項新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(気象等又は交通機関の運休による休講等の措置)</p> <p>第2条 本学は、次の各号のいずれかに該当する場合、別表に定めるところにより、吉田キャンパス、宇治キャンパス及び桂キャンパスにおいて、授業休止又は定期試験延期の措置（以下「休講等の措置」という。）をとる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) JR西日本（京都線、琵琶湖線、湖西線、奈良線及び嵯峨野線）、阪急電鉄（<u>河原町駅～梅田駅</u>間）、京阪電鉄（出町柳駅～淀屋橋駅又は中之島駅間）、近畿日本鉄道（京都駅～大和西大寺駅間）及び京都市営地下鉄のうち、3以上の交通機関が全面的に又は部分的に運休した場合</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(気象等又は交通機関の運休による休講等の措置)</p> <p>第2条</p> <p style="text-align: center;">} (同 左)</p> <p>(1)・(2)</p> <p>(3) JR西日本（京都線、琵琶湖線、湖西線、奈良線及び嵯峨野線）、阪急電鉄（<u>京都河原町駅～大阪梅田駅</u>間）、京阪電鉄（出町柳駅～淀屋橋駅又は中之島駅間）、近畿日本鉄道（京都駅～大和西大寺駅間）及び京都市営地下鉄のうち、3以上の交通機関が全面的に又は部分的に運休した場合</p> <p>2～4 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この要項は、令和元年10月1日から実施する。</p>